

【鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会】

- ・ 日程 令和5年9月22日（金） 10：30～11：30
- ・ 議題 昨今の高病原性鳥インフルエンザを踏まえた今後の対応について
- ・ 出席府省庁
内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

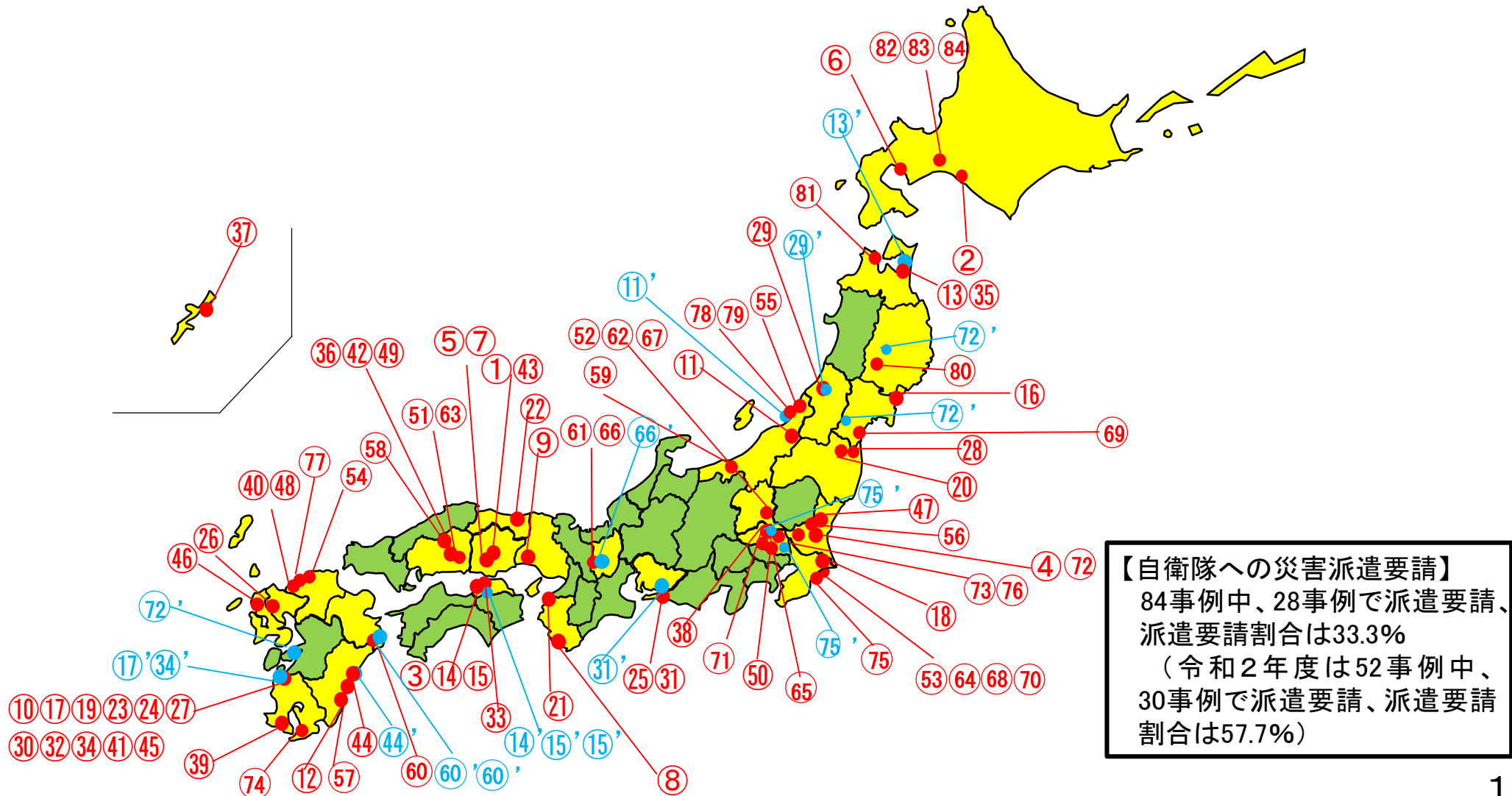
高病原性鳥インフルエンザの令和4年度シーズンの発生状況及び次期シーズンに向けた対策について

農林水産省

令和5年9月

令和4年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況①

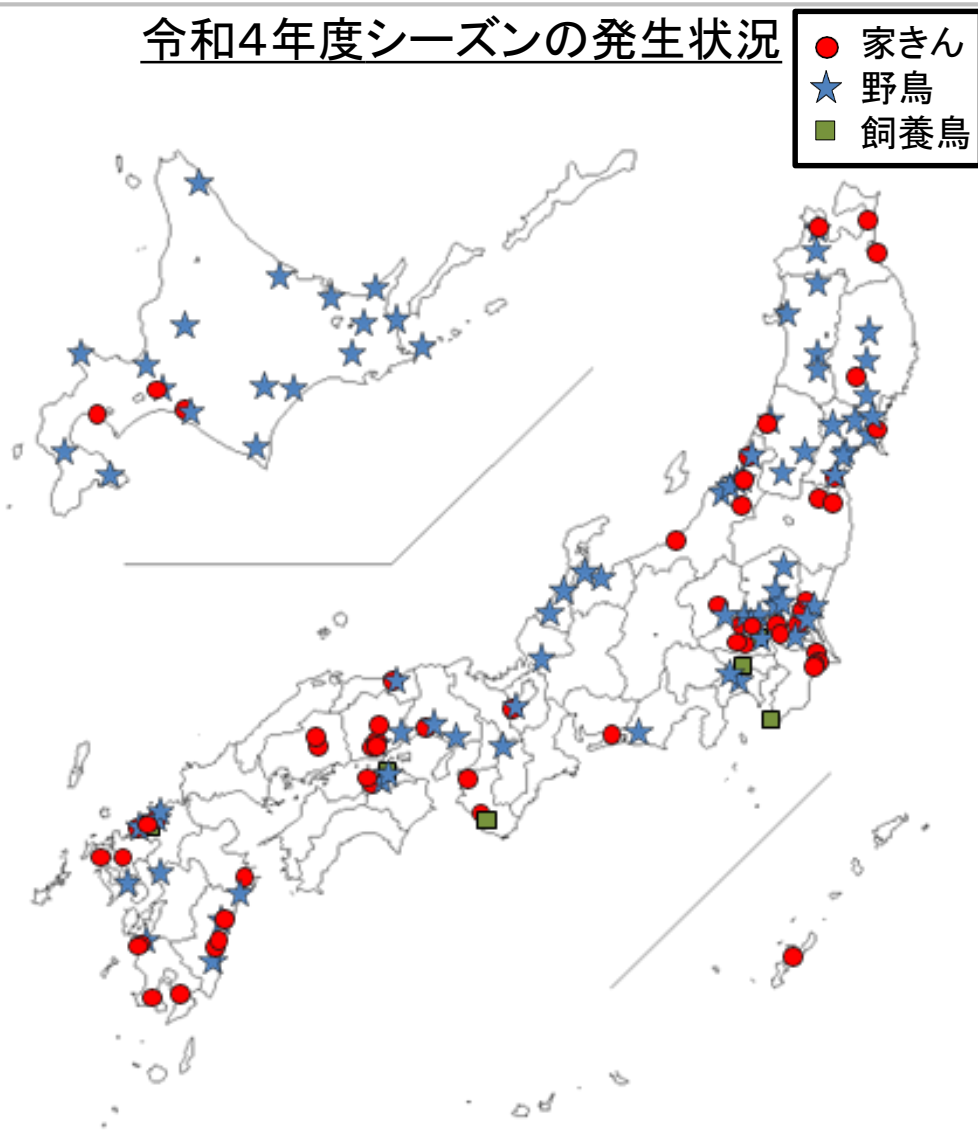
- 令和4年度シーズンは、過去最速の10月28日に国内1例目が確認されて以来、令和5年5月末までに**26道県84事例**発生し、**約1,771万羽**が殺処分の対象となっている（令和5年4月7日の北海道千歳市の発生以降、発生無し）。
- 令和4年度シーズンは、これまでに高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった福島県、鳥取県、山形県、沖縄県、長崎県、群馬県においても発生しており、全国どこでも発生リスクが高くなっている。



令和4年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況②

- 令和4年度シーズンは、これまで過去最大の発生であった令和2年度シーズンにおける発生事例と殺処分対象羽数を上回った。
- 野鳥での感染についても、**これまでで最も早く（9月25日）確認**。専門家からは、全国的に環境中のウイルス濃度が高まっていると考えられると指摘。

令和4年度シーズンの発生状況

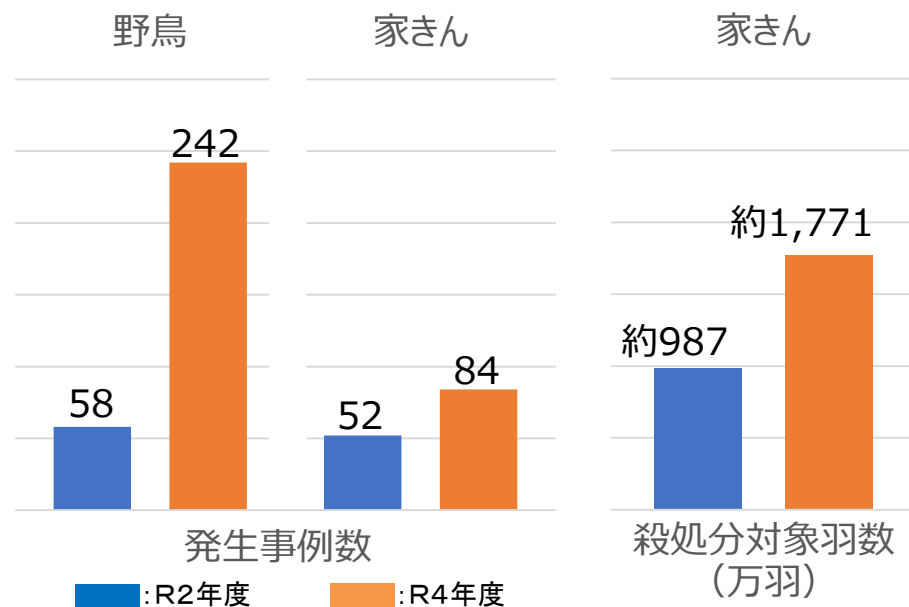


令和2年度シーズンとの比較

(1) 初発確認日

	R2年	R4年
野鳥	10月24日	9月25日
家きん	11月5日	10月28日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

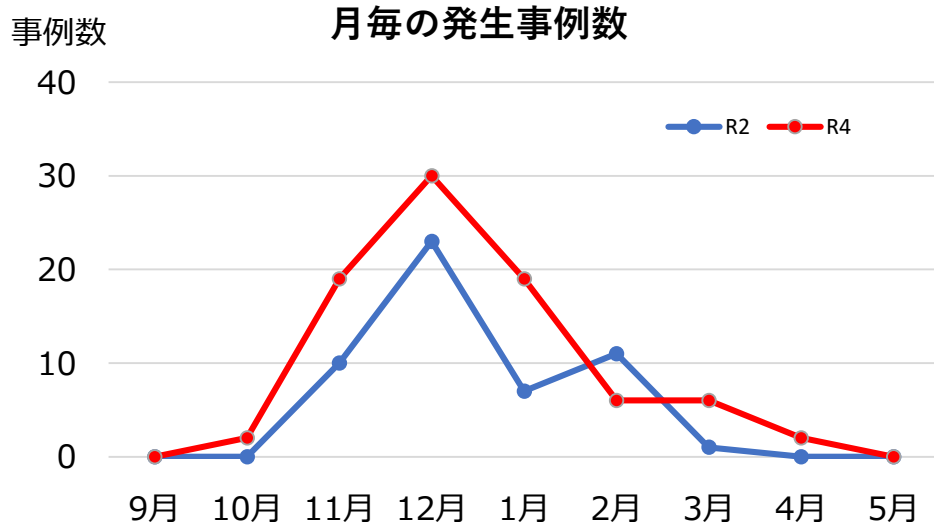


※野鳥における発生事例数は、R2シーズンについては令和3年度末までに高病原性と確認された件数、R4シーズンについては令和5年5月24日までに高病原性と確認された件数(環境省HP参照)

令和4年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況③

- 海外においては、令和4年度シーズンも韓国で発生が確認されているほか、欧米では令和4年夏以降現在に至るまで継続して発生が確認。
- 発生事例数や殺処分対象羽数については令和2年度シーズンを上回ったが、基本的には、**早期発見・早期通報及び防疫措置は適切**にできており、それぞれの発生事例について**早期封じ込めはできている**。

令和2年度及び令和4年度シーズンにおけるHPAI発生時の防疫措置の比較



	R2年シーズン	R4年シーズン
発生都道府県数	18県	26道県
事例数	52事例	84事例
合計殺処分対象羽数	約987万羽	約1,771万羽
平均殺処分対象羽数	約19万羽	約21万羽
防疫措置完了 までの平均日数	11.0日	7.1日
うち50万羽以上	28.0日 (5事例)	19.6日 (10事例)
自衛隊派遣要請実績	30事例 (57.7%)	28事例 (33.3%)

➤ 令和4年度シーズンのHPAI発生時の防疫措置について、令和2年シーズンと比較して、**迅速に防疫措置が実施された**。また、**自衛隊派遣要請についても改善**。

・防疫措置完了までの平均日数 11日 ⇒ **7.1日 (約4日間の短縮)**

・自衛隊派遣要請実績 30/52事例(57.8%) ⇒ **28/84事例(33.3%)**

➤ **大規模農場 (50万羽以上) における防疫措置においても迅速な防疫措置が実施された**。

・防疫措置完了までの平均日数 (50万羽以上) 28日 ⇒ **19.6日 (約8日間の短縮)**

➤ **令和4年度シーズンは28事例 (33.3%) で死体等の処理に焼却処理が活用された**。

埋却地の確保状況について

- 令和3年5月の（自）家畜伝染病予防対策検証PTの取りまとめ等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（飼養衛生管理基準）等を改正し、令和3年10月1日から順次施行。**埋却等に備えた措置など家畜伝染病対策を強化。**
- 埋却地の確保状況については、令和2年と比べて改善がみられる。（採卵鶏50万羽、肉用鶏20万羽以上の農場については埋却地確保済み）
- 埋却地の確保について適切に行われるよう、全国会議において都道府県等に対し指導を要請するとともに、**確保した埋却地の利用について、発生時に疑義が生じないように注意喚起を実施。**また、都道府県が行う**埋却地の試掘等の事前調査**について、令和5年度当初予算から**消費・安全対策交付金**で支援。

埋却地等の確保状況の推移

令和2年7月時点
概ね7%の農場が未確保

	鶏
未確保農場の割合	6.7%



令和4年7月時点
概ね4%の農場が調整中

	鶏
未調整農場の割合	3.8%

- ※1 採卵鶏50万羽、肉用鶏20万羽以上の農場については埋却地確保済み
- ※2 報告農場は定期報告ベース（鶏100羽以上）の農場を計上
- ※3 埋却地の確保のほか、焼却施設の活用による処理の準備が整っている農場についても確保農場に計上

殺処分後の死体の処理方法

令和4年度シーズンは、
3分の1の発生事例で焼却処理を活用

処理方法	事例数
埋却処理	56事例
焼却処理	21事例
焼却・埋却併用	7事例

なお、事前に確保した埋却地の利用について、発生時に疑義が生じないように、改めて確認するよう5月19日に都道府県に指示。

埋却地の試掘等の事前調査

●消費・安全対策交付金（家畜衛生の推進）

【令和5年度予算額 2,006百万円の内数】

高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に備え、地域における埋却予定地の試掘等の事前調査を含む防疫演習について支援。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生経過・対策について

	政府の対応状況
R4年10月 (28日 家きん1例目)	<p>27日 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部（1例目疑い時に開催） →野村大臣から発生した際の迅速な防疫措置の徹底等の指示。</p> <p>28日 関係閣僚会議（1回目） →総理から迅速な防疫措置の徹底等の指示。</p> <p>29日 家きん疾病小委員会（委員長：鳥取大学 山口剛士教授） →今後の防疫方針等について確認。</p>
11月	<p>4日 家きん疾病小委員会 →全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていると考えられることから、野鳥等を介したウイルスの侵入に引き続き警戒が必要であることを確認。</p> <p>28日 家きん疾病小委員会（提言） →高病原性鳥インフルエンザが継続していることを受け、農場敷地内や鶏舎周囲の消毒の徹底などの農場での対策に加え、ため池周辺等の発生地域での対策について、専門家から緊急提言。</p>
12月 (発生の拡大とともに、これまで未発生の県においても発生)	<p>7日 農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部 →最大限の緊張感をもって、鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止及び水際対策の徹底に取り組むことを確認するとともに、野村大臣から、畜産関係者に対し発生予防及びまん延防止のための対応強化を呼びかけるメッセージを発出。</p> <p>22日 関係閣僚会議（2回目） →総理から農場における緊急消毒の実施の指示。</p>
R5年1月 (9日 殺処分対象羽数が、令和2年度シーズンを超えた)	<p>9日 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部 →野村大臣から、改めて畜産関係者に対し最大限の警戒を呼びかけるメッセージを発出。</p> <p>13日 関係閣僚会議（3回目） →引き続き、高い緊張感を持って対応に万全を期すことを確認。</p> <p>31日 家きん疾病小委員会・疫学調査チーム検討会（提言） →引き続き、飼養衛生管理を徹底することが重要であり、共同施設の利用時の交差汚染に注意することや、入気口や天井裏など普段目が届きにくい場所の点検や補修を行うことが重要であると、専門家から提言。</p>

発生農家に対する経営再開支援について

【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した家きんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。

【評価額の算定方法】

- ・ヒナ導入価格に、エサ代等、飼養に要した費用(生産費)を積み上げ。
- ・採卵鶏については、産卵最盛期以降、飼養日数に応じ、廃鶏時の価格まで減損。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**。

【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な**家きんの導入、飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金（貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：経営費の6か月分又は600万円※）の活用が可能。

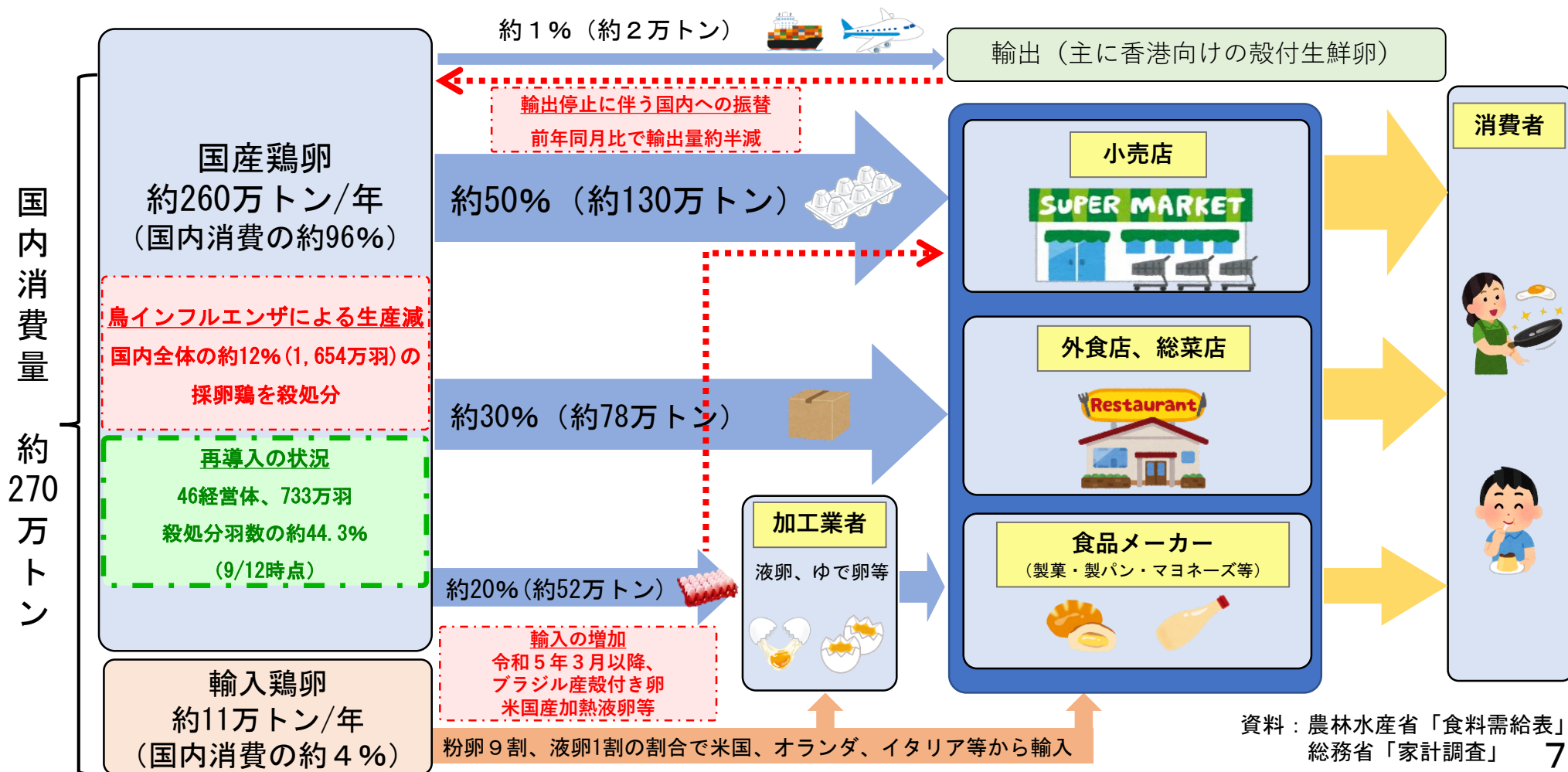
※発生農家が原油価格・物価高騰や、新型コロナウイルス感染症の影響も受けている場合は、貸付限度額は経営費の18か月分または1800万円

【参考：経営再開状況（令和5年9月12日時点）】

- 令和4年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザ発生農場（展示施設等の経営形態を除く）は81農場（77経営体）。このうち、**62農場（60経営体）が経営を再開**。
- 採卵鶏農場においては、61農場（57経営体）のうち、**48農場（46経営体）が経営を再開**（約733万羽導入済み（殺処分対象羽数の約44.3%））。


国内における鶏卵の流通状況について

- 国産鶏卵は、約5割が家計消費用のパック卵として小売店へ、約3割が業務用として外食店等へ、約2割が加工用として液卵等の加工業者へ流通し、約1%は主に殻付卵で香港等へ輸出されている。
- 輸入鶏卵は加工用として、主に粉卵で輸入されており、水産物の練り物やハム・ソーセージ等のつなぎ、製菓・製パン等に利用されている(国内消費の約4%)。
- 鳥インフルエンザによる生産の減少に伴い、国産鶏卵は家計消費用のパック卵へ優先供給されたため、加工用への供給が減少し、一部では輸入の動き。
- また、鶏卵の需給がタイトになり、卸売価格平年比155%、小売価格は平年比143%となっている。(令和5年9月12日現在)



令和4年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの疫学調査結果のポイント

〈注〉赤字は新たな知見・提言

発生事例から得られた知見	気を付けていただきたいこと〈提言〉
<p>(1) 重点対策期間</p> <p>○2022年は、9月下旬という早い時期に野鳥でウイルスを確認。</p> <p>○2014年以降の傾向から、家きんでの発生は12月又は1月がピーク。</p>	<p>➢ 渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には、農場での防疫体制を整備。</p> <p>➢ 11月～翌1月までは重点対策期間^(※)とし、ウイルス侵入防止を徹底。^(※地域によっては、渡り鳥の飛来時期に応じて期間を設定)</p>
<p>(2) 農場や家きん舎への侵入防止</p> <p>○衛生管理区域や家きん舎に立ち入る際、車両の消毒、専用衣服・靴の着用、手指消毒などをしていない事例あり。</p> <p>○衛生対策が十分実施されているという農場でも、消毒や更衣前後の動線交差や、鶏糞担当者・外来業者が消毒等を実施していない事例あり。</p>  <p>○家きん舎の破損・隙間があっただけでなく、実際に、家きん舎内にスズメ、カラス、ネコ等が侵入していた事例あり。</p> <p>○農場内で陽性カラスが確認されており、農場がウイルスに汚染され、さらに、野鳥の糞などの粉じんや羽毛が入気口から取り込まれる可能性。</p>	<p>➢ 車両、人、物品の消毒や、更衣等の適切な実施を徹底。</p> <p>➢ 動線交差がないか再確認し、衛生管理区域や家きん舎に出入りする全ての従業員・外来業者で衛生対策を徹底。</p> <p>➢ 感染源となる野鳥・野生動物を近寄らせないよう、農場内の整理・整頓^(※)や、堆肥舎・鶏糞搬出口への覆いの設置に加え、一見隙間がなさそうな家きん舎の侵入口の再点検。 <small>(※こぼれ餌の片付け、枝の剪定など)</small></p> <p>➢ 家きん舎の屋根や入気口での野鳥避けの設置とともに、フィルターや細霧装置などの入気口対策を検討。</p>
<p>(3) 農場への侵入防止（地域を含めた対策）</p> <p>○多くの発生農場の近くで、水鳥類が飛来する池などの水場を確認。</p> <p>○半径3km以内の複数農場で発生が確認された事例を多く確認。共同施設を利用している事例あり。</p>	<p>➢ 農場周辺の水場での水抜きや、忌避テープ等を設置し、野鳥・野生動物への安易な餌やりは控えること。</p> <p>➢ 農場や共同施設に出入りする際は、消毒を徹底。</p>

国内における高病原性鳥インフルエンザ対策

次期シーズンに向けた高病原性鳥インフルエンザ対策

- 次期シーズンに向けて、引き続き、発生時の防疫措置に備えて万全を期すことができるよう都道府県等と連携するとともに、**農場における更なる発生予防対策、発生時の殺処分羽数の低減、発生農場の家きんの再導入に向けた指導**に取り組んでいく。

1 農場や地域一体となった発生予防対策の強化

令和4年度シーズンの疫学調査、調査研究で得られた知見を現場での発生予防対策に活用。

- ・ 農場敷地内や鶏舎周囲の適切な消毒の徹底、入気口や天井裏など普段目が届きにくい場所の点検や補修等の農場における対策。
- ・ ため池対策、共同施設の利用時の交差汚染対策等の地域一体となった対策。

2 発生時における殺処分羽数の低減

高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置により農場ごとに行う全羽殺処分の羽数を低減させるため、農場の分割管理を活用。策定したマニュアルを基に各農場の実態に即した指導。

3 発生農場の家きんの再導入に向けた指導

発生農場が早期に家きんを再導入できるよう、埋却地・焼却施設の確保や飼養衛生管理の指導を実施。

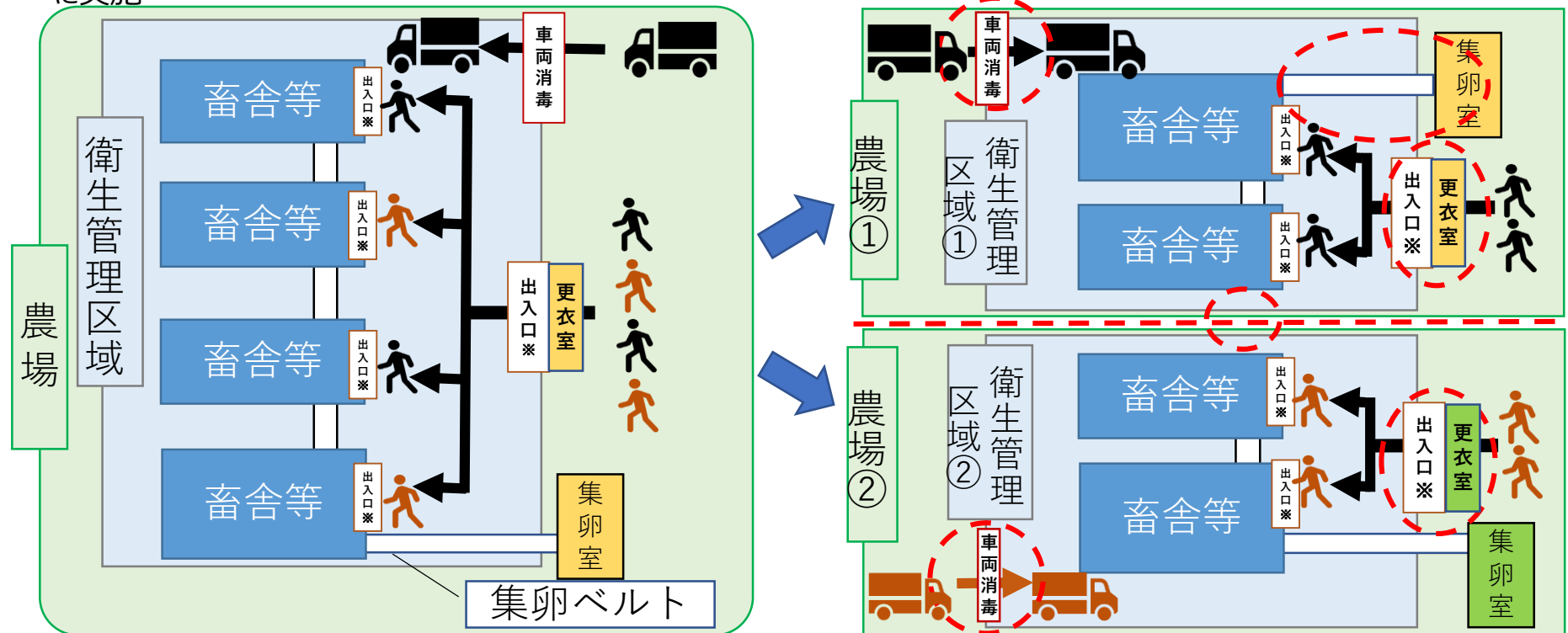
- ・ 飼養衛生管理基準の定期報告のタイミングを活用し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、特に埋却地や焼却施設の事前確保を指導。
- ・ 大規模農場においては、事前に策定する対応計画について農場自ら防疫措置に協力することを推進。

農場の分割管理のイメージ

1. 患畜又は疑似患畜が確認された農場の家さんは殺処分する必要。
2. 飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、人、物等の動線を分け、飼養衛生管理を一体的に行っている範囲（衛生管理区域）を一つの農場とすることで、分割された農場の範囲で殺処分を実施することが可能。（現行の制度の中で対応可能。）

例えば、

- ① 衛生管理区域の境界を明確にするため、防護柵等で敷地を区切る
- ② 原則として衛生管理区域毎に作業者を分けるとともに、車両や作業者の出入口を衛生管理区域ごとに設け、それぞれで消毒等を行う
- ③ 集卵ベルトなど、畜舎をまたがる機材については衛生管理区域間で共用しない
- ④ 衛生管理区域毎に飼養衛生管理基準の遵守を行い、県の指導及び定期報告(年1回)はそれぞれの衛生管理区域毎に実施



(参考資料)

総理指示(10月28日)を受けた対応について

<総理指示> (10月28日)

- ① 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

<対応>

- ① 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 関係省庁(※)と連携し、都道府県が実施する防疫措置(当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等)について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。(また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。)
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等(鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等)を実施。

(※) 関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

令和4年度シーズンの鳥インフルエンザ対策の強化について

- 昨年12月22日の鳥インフルエンザ関係閣僚会議での総理指示を踏まえ、家きんでの高病原性鳥インフルエンザ発生道県から、道県の家畜防疫員の指導により、家きん農場において緊急消毒を実施（発生した26道県全てで緊急消毒を実施）。
- また、殺処分羽数が過去最多となったことを踏まえ、農林水産大臣から畜産関係者に対し、最大限の緊急警戒を呼びかけ。

【シーズン前からの取組】

○防疫演習の実施

各都道府県において、鳥インフルエンザの発生時に防疫対応が迅速に行えるよう、**防疫演習を実施**。
（令和4年度162回実施済み）

○毎月の飼養衛生管理の自己点検

令和2年12月以降、**全国の養鶏場に対して、飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を毎月実施**。（10月～5月）

○農林水産大臣からの注意喚起、飼養衛生管理徹底の呼びかけ

越境性動物疾病防疫対策強化推進会議（昨年9月）及び大臣メッセージの発出（昨年12月）

※大臣メッセージの発出（令和4年12月7日）



【昨年12月の関係閣僚会議を踏まえた対応】

○緊急消毒

家きんでの高病原性鳥インフルエンザ発生道県から、鶏舎周辺の敷地など家きん農場における消石灰による緊急消毒を支援。

※緊急消毒の実施状況



○地域一体となった防疫の取組に対する支援

消毒機器の整備、ため池等での野鳥飛来防止対策などの地域一体となった取組に対して支援。

【過去最大の発生となったことを受けた緊急対応】

○農林水産省対策本部の緊急開催

殺処分羽数が令和2年度シーズンを上回ったことを受け、1月9日に農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を**緊急に開催**。

農林水産大臣から、畜産関係者に対し、最大限の緊急警戒を呼びかけ。

○鶏卵の安定供給の確保

農林水産省から、**養鶏関係者に対し、鶏卵の円滑な供給に影響を与えぬよう、採卵鶏の飼養期間の延長など安定的な生産確保と家庭消費向けの優先供給を要請**。

家きん疾病小委員会からの緊急提言(11月28日)

- 令和4年度シーズンの疫学調査チームの現地調査結果等を踏まえるとともに、高病原性鳥インフルエンザが数多く発生していることを受け、11月28日、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、専門家から、**続発を踏まえた緊急提言として、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっており、①農場敷地内や鶏舎周囲の消毒の徹底、長靴の消毒・交換、野生動物の侵入防止などの農場での対策に加え、②ため池周辺等の消毒、ため池の水抜きなどの発生地域での対策が必要との見解が示された。**
- 同日、都道府県や関係者に対して、動物衛生課長通知を发出。

【家きん疾病小委員会からの今後の防疫対応に関する緊急提言】

1. 農場での対策

- ① 鶏舎に出入りする従業員等に、消毒、長靴交換等の重要性を説明し、**適切に消毒や長靴の交換ができていないか再度確認**すること。
- ② **農場敷地内や鶏舎周囲の消毒を毎日行う**こと。また、消毒はため池等の水場を意識し、その近くはリスクが高いことから、徹底して消毒を行うこと。
- ③ **猫やイタチ等の小動物や野鳥等が農場内に近づかないような対策**を講じること。
- ④ 開放鶏舎のみならずウインドレス鶏舎のように一見隙間がないように思われる鶏舎であっても、**飼養衛生管理者と鶏舎構造を熟知している者等が連携してねずみや猫をはじめとした野生動物等が侵入しそうなルートを探し侵入防止対策**を講じること。
- ⑤ 鶏舎の出入りの際に本病ウイルスを鶏舎内に持ち込むことのないよう**衛生管理区域に入る際の適切なタイミングでの専用衣服の着用、鶏舎ごとの専用長靴の設置、手指消毒及び長靴の消毒・交換等の適正な衛生管理**が日常的になされているか再度確認すること。
- ⑥ **消毒を行う際は、長靴等の汚れを落としてから行う**とともに、消毒薬は汚れた都度、最低でも1日1回以上交換し、消毒薬が有効な状態での使用を徹底すること。
- ⑦ 長靴の交換の際は、交差汚染を防ぐため**鶏舎外と鶏舎内で使用する長靴の動線が交わらないように注意**すること。

2. 発生地域での対策

- ① 発生農場を中心に半径3kmの区域に設定された**移動制限区域内では、感染拡大リスクが増大**していることを念頭に行動すること。
- ② 発生農場周囲の主要道路やため池周辺等の消毒、ため池の水抜き等の野鳥対策等について**地域の関係者が一体となった取組**を徹底して行うこと。
- ③ 続発を防ぐために、国、都道府県、市町村、関係団体及び養鶏業者だけでなく、**関連事業者、地域住民が一体となってまん延防止対策**を徹底すること。

家きん疾病小委員会・疫学調査チーム検討会からの提言(1月31日)

- 令和4年11月28日に家きん疾病小委員会から出された緊急提言では、消毒、衣服・長靴交換、野生動物対策等を含めた飼養衛生管理を農場従業員を含む関係者が徹底することが重要との見解が示されたところ。
- **令和5年1月31日**、25道県66事例までの発生状況及び今後の対応について議論するため、**家きん疾病小委及び疫学調査チーム検討会合同会合を開催**。
- 同会合では、殺処分等の**まん延防止措置を迅速に実施できており、引き続き、飼養衛生管理の徹底による発生予防、早期発見・早期通報、迅速なまん延防止措置を適確に実施することが重要であること等を確認し、**専門家から、**以下の提言が出された**ところ(同日、都道府県や関係者に対して、動物衛生課長通知を発出。)

【家きん疾病小委及び疫学調査チーム検討会合同会合における提言】

- (1) 今後の発生予防及びまん延防止対策については、**引き続き飼養衛生管理を徹底することが重要**。特に、以下の点について留意する必要。
- ① **死亡鶏保管庫等の共同施設を利用する場合は、出入時の消毒を徹底し、特にウイルスの交差汚染に注意すること**
 - ② **入気口や鶏舎天井裏など普段目が届きにくい場所について、穴等がないか点検し、必要に応じ補修を行うこと**
なお、昨シーズンは、2月以降、渡り鳥の北帰行に伴って発生が確認されたことから、北海道・東北地方では、引き続き警戒が必要。
- (2) 今シーズンは、全国的に野鳥での感染が広がっており、少なくともウイルスを保持する渡り鳥がすべて北帰行するまで、さらに留鳥の群内で感染があった場合には長期に渡って、環境中にウイルスが存在し続けることも予想。
このため、今後、野鳥や小型野生動物に起因するウイルスの拡散防止に向けて、
- ① **安易な餌やりやそれに類する行為は控える**
 - ② **野鳥の死体等は放置せず、適切に処分する**
 - ③ **複数の野鳥が死亡している場合は、自治体に連絡する**
- などの取組を徹底し、家きん農場周辺では特にこれらの取組に注意が必要。

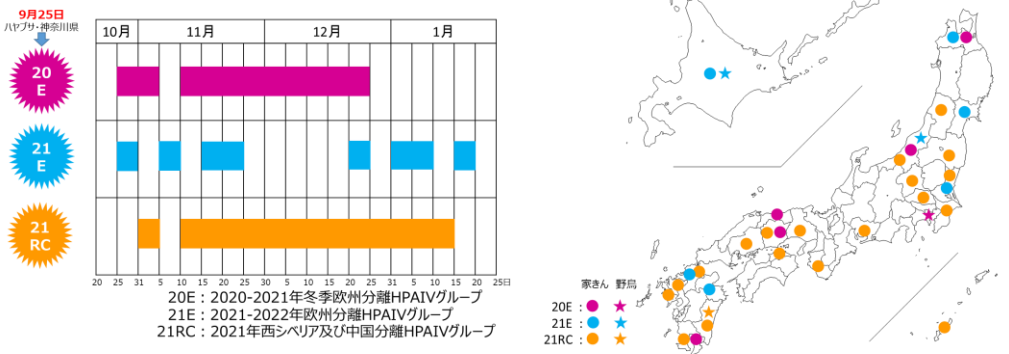
関係者は、今後とも、強い危機意識を持って、これら提言に関する措置を講じる必要があり、引き続き、最大限の警戒感をもって対応すべき。

高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入経路に関する研究

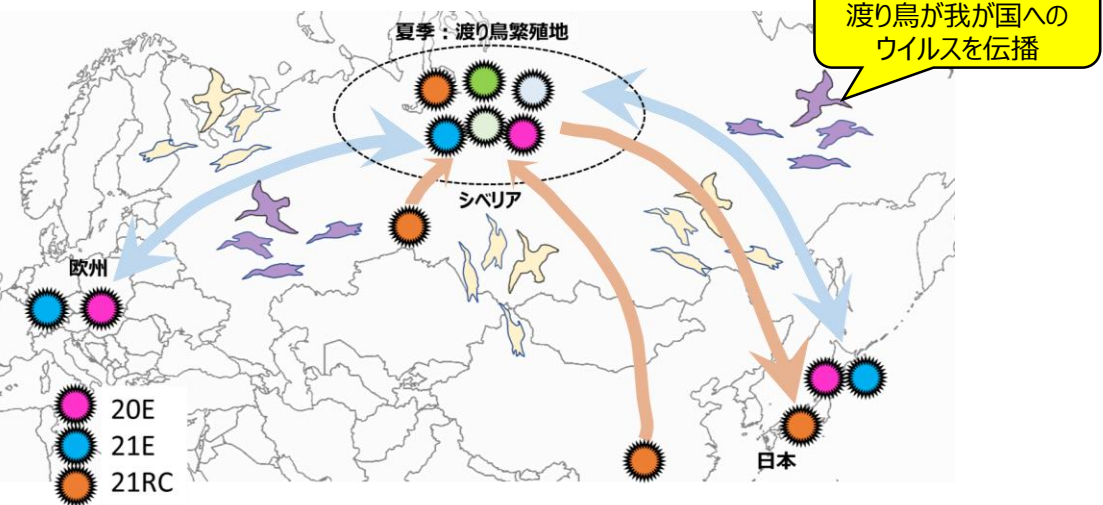
- 国内や農場へのウイルス侵入経路を検討するため、発生農場の疫学調査に加え、ウイルス遺伝子解析、感染実験等の研究を実施。
- 令和4年度シーズンは3グループのウイルスが同時期・広範囲に国内に侵入していたこと、農場内又は周辺でのカモ類、ツル類の存在、鶏舎内へのイタチ類、ネコ等の侵入や、さらにイタチ類は感染野鳥の捕食などで感染し、鶏への感染源となる可能性等が示唆。

【令和4年度シーズンのウイルスの遺伝的特徴】

○60例目までは3グループのウイルスが同時期・広範囲に侵入。



○様々な飛行経路の渡り鳥がシベリアの繁殖地で会合し、新たに得たウイルスを国内へ運ぶ。



引用元：農研機構動物衛生研究部門（H30～R4農水省レギュラトリーサイエンス（RS）事業）

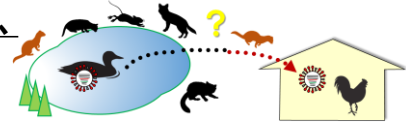
【農場内・鶏舎内等における野鳥・野生動物の存在】

○疫学調査で採材した発生鶏舎周辺の環境水からは、農場が把握できていない様々な野生動物のDNAが検出され、そのなかには、**ウイルスを伝播する可能性のある動物種**も見られた。

発生鶏舎との距離 (m)	野生鳥類	
100	キジバト	アオサギ
20	ナベヅル	ハクセキレイ
65	マガモ or ツクシガモ	
3	なし	

発生鶏舎との距離 (m)	哺乳類			
100	アカネズミ	シベリアイタチ		
20	ウシ			
65	タヌキ			
3	ネコ	イノシシ	テン or キツネ	クマネズミ

○ウインドレス鶏舎でもイタチ類、ネコ等が侵入。



鶏舎に侵入する野生動物

鶏舎内で鶏卵をくわえている野生動物

【イタチ類の感受性解明】

○感染肉の摂食により容易に感染し、臨床兆候を示さず、主に**口腔からウイルス排出**されることを確認。

引用元：鳥取大学 山口剛士教授ら（H30～R4農水省RS事業ほか） 15

過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

＜平成15年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
 （※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

＜平成18年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

＜平成22年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

＜平成26年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）
 12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

＜平成28年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

＜平成29年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

＜令和2年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

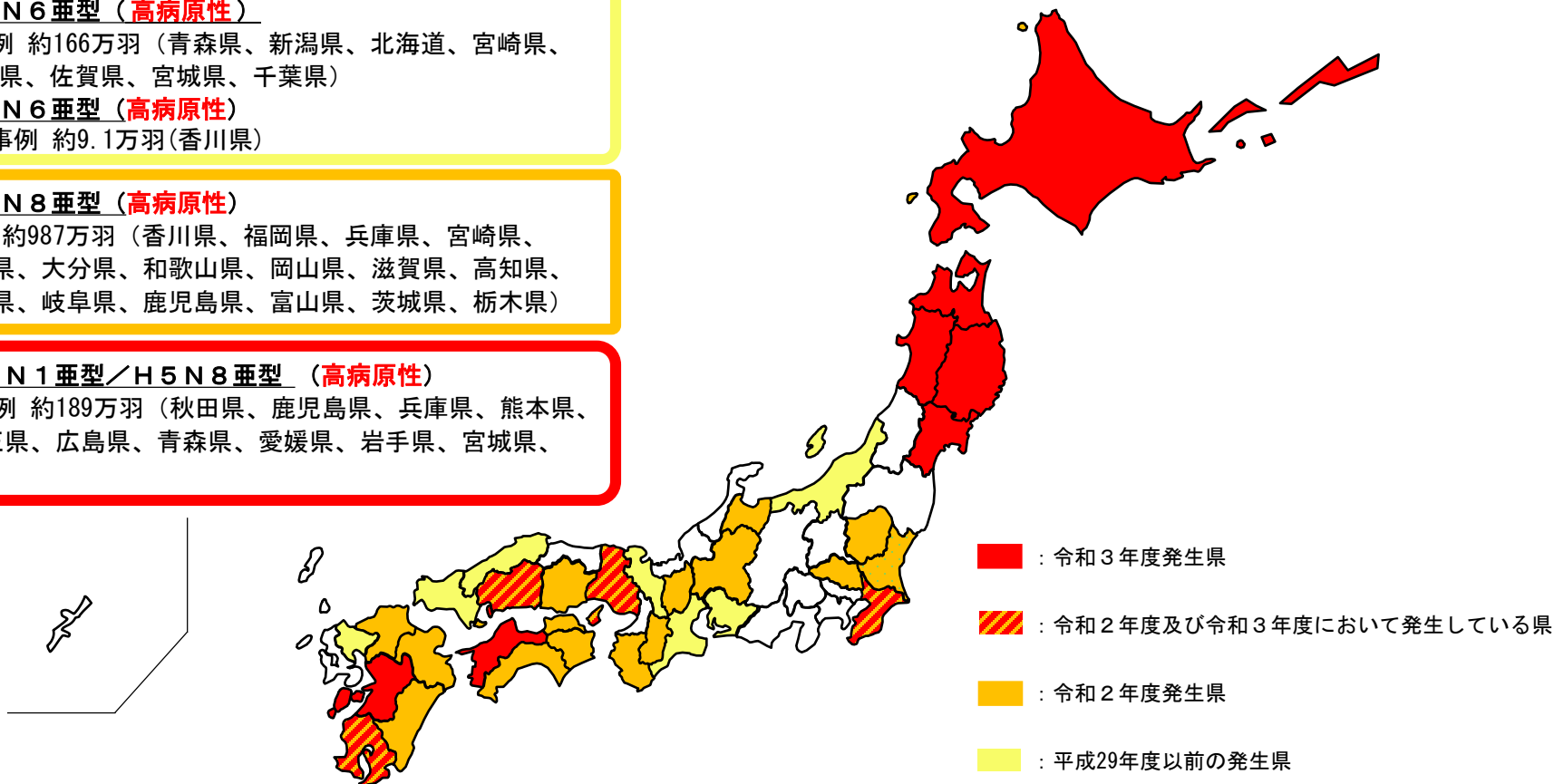
11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

＜令和3年度の発生＞ H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

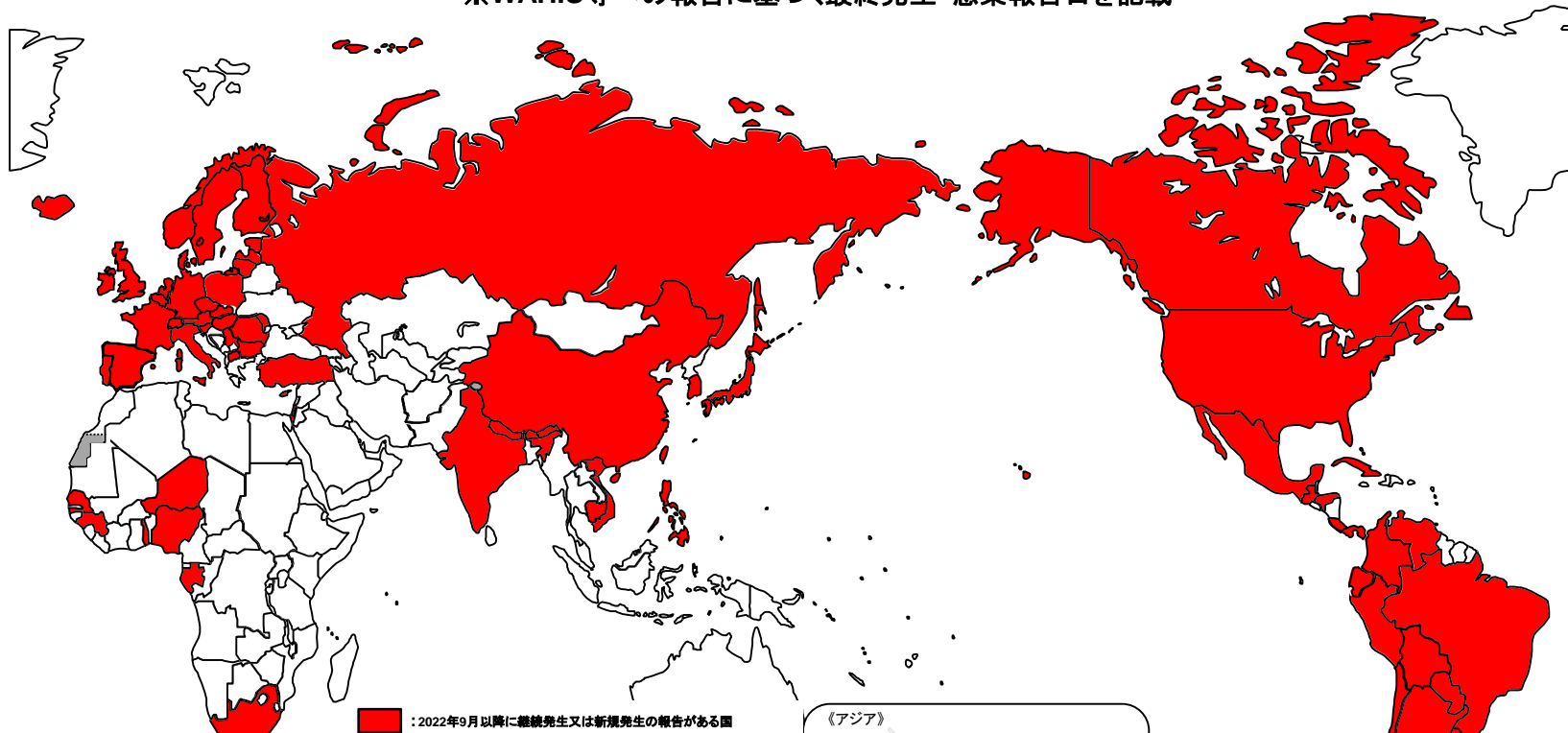
※野鳥における発生（高病原性）

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
 （他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）
- ・平成26～27年 全6県12例（H5N8型）
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）
- ・平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）
- ・令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）
- ・令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型/ H5N8型）



高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



■ : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国

《ヨーロッパ》

アイスランド	H5N1	[2023.3.23]	ドイツ	H5N1	2023.7.7	ポーランド	H5N1	2023.6.29
アイルランド	H5N1	2022.11.18			[2023.7.24]			[2023.7.9]
		[2023.7.21]	ノルウェー	H5N1	2022.11.10	ポルトガル	H5N1	2022.9.27
イタリア	H5N1	2023.7.10			[2023.7.28]			[2022.11.15]
		[2023.8.3]			H5N5 [2023.6.2]	レユニオン	H5N1	2022.10.1
英国	H5N1	2023.8.3			H5 [2023.7.5]	ルーマニア	H5N1	2023.1.28
		[2023.8.2]	ハンガリー	H5N1	2023.4.21			[2023.3.27]
オランダ	H5N1	2023.7.24			[2023.7.11]	チェコ	H5N1	2023.5.12
		[2023.3.31]	フィンランド	H5N1	[2023.7.28]			[2023.7.17]
北マケドニア	H5N1	2022.11.3			H5 [2023.5.22]	オーストリア	H5N1	2023.1.30
スイス	H5N1	2023.3.19			H5N5 [2022.9.17]			[2023.7.12]
		[2023.7.5]	フェロー諸島	H5N1	2022.10.2	スロバキア	H5N1	2023.1.31
スウェーデン	H5N1	2023.6.25			H5N1 [2022.9.22]			[2023.1.31]
		[2023.7.18]	フランス	H5N1	2023.7.10	キプロス	H5N1	2022.11.24
		[2023.1.16]			[2023.7.21]			[2022.11.28]
スペイン	H5N1	2023.2.4	ブルガリア	不明	2022.10.20	トルコ	H5N1	2023.2.23
		[2023.7.13]			H5N1 [2023.3.30]	エストニア	H5N1	2023.2.15
スロベニア	H5N1	2023.2.24	ベルギー	H5N1	2023.2.21			[2023.8.2]
		[2023.5.31]			[2023.7.27]	リトアニア	H5N1	2023.3.16
セルビア	H5N1	[2023.5.16]	ルクセンブルグ	H5	[2023.6.29]			[2023.7.3]
デンマーク	H5N1	2023.7.11			H5N1 [2023.1.27]	ラトビア	H5N1	[2023.8.2]
		[2022.5.14]			[2023.5.24]			

《アジア》

日本	H5N1	2023.4.6
		[2023.4.20]
	H5N2	2023.1.16
		[2023.10.27]
	H5	[2023.4.19]
韓国	H5N1	2023.4.14
台湾	H5N1	2023.7.18
		[2023.4.27]
	H5N2	2023.1.23
	H5N5	2023.1.12
香港	H5N1	[2022.12.5]
イスラエル	H5N1	2023.1.11
		[2023.1.19]
フィリピン	H5N1	2023.4.29
	H5N6	2023.1.4
ベトナム	H5N1	2022.10.3
インド	H5N1	2023.4.13
ネパール	H5N1	2023.6.3
		[2023.2.9]
カンボジア	H5N1	[2023.2.24]
ブータン	H5N1	2023.3.11
中国	H5N1	[2023.7.4]

《ロシア・NIS諸国》

ロシア	H5N1	2023.8.9
		[2023.7.17]
南樺太	H5N1	[2023.7.25]
モルドバ	H5N1	2023.1.19

《アフリカ》

南アフリカ共和国	H5N1	2023.1.6
		[2022.12.1]
	不明	2023.7.4
		[2023.6.15]
	H5N2	2022.11.29
ニジェール	H5N1	2022.12.18
ナイジェリア	H5N1	2023.7.14
セネガル	H5N1	2023.3.18
		[2023.3.8]
ギニア	H5N1	2023.5.10
		[2023.4.15]
ガボン	H5N1	2023.4.13
トーゴ	H5N1	2023.6.21

《南北アメリカ》

米国	H5N1	2023.7.31
		[2023.5.12]
	H5N4	2022.9.10
	H5	[2023.5.8]
カナダ	H5N1	2023.5.5
		[2023.1.1]
	H5	[2023.6.9]
メキシコ	H5N1	2023.2.22
		[2023.3.20]
パナマ	H5N1	[2023.3.10]
エクアドル	H5N1	2023.8.3
		[2023.5.5]
コロンビア	H5N1	2023.2.20
		[2023.3.3]
	不明	2023.7.19
		[2023.7.19]
ベネズエラ	H5N1	[2022.11.17]
ペルー	H5	2023.1.6
		[2022.12.10]*
	不明	2023.2.15
パラグアイ	H5N1	2023.5.30
ホンジュラス	H5N1	[2023.2.22]
チリ	H5N1	2023.6.9
		[2023.6.12]
コスタリカ	H5	[2023.2.16]
ウルグアイ	H5	2023.5.11
		[2023.5.3]
グアテマラ	H5N1	[2023.1.26]
アルゼンチン	H5N1	2023.7.5
		[2023.4.17]
ボリビア	H5N1	2023.3.20
		[2023.2.1]
キューバ	H5N1	[2023.2.4]*
ブラジル	H5N1	2023.7.12
		[2023.8.3]

* 動物園における発生
出典:WOAH等

2023年8月17日現在

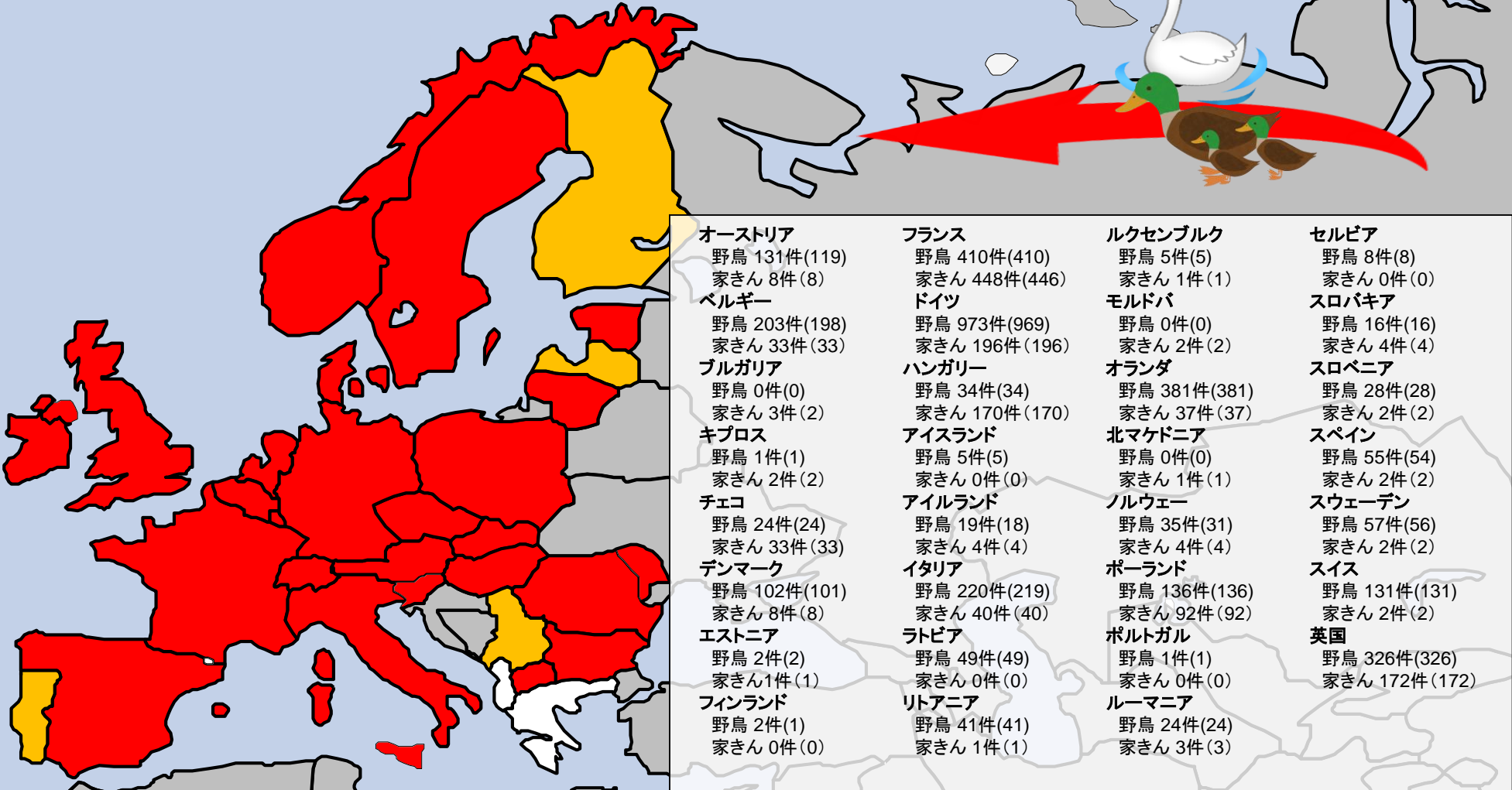
※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、
その後の清浄性確認については記載していない。
※型別に最新の発生事例を記載
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2022年10月以降)

高病原性鳥インフルエンザ発生国 ■
野鳥のみ ■

※ ()内はH5N1亜型確定件数
家きん: 全1270件、野鳥: 全3424件

出典: EU報告書(掲載EFSA Journal)
(2023年6月23日まで)



韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2022年10月以降)

2023年4月18日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部

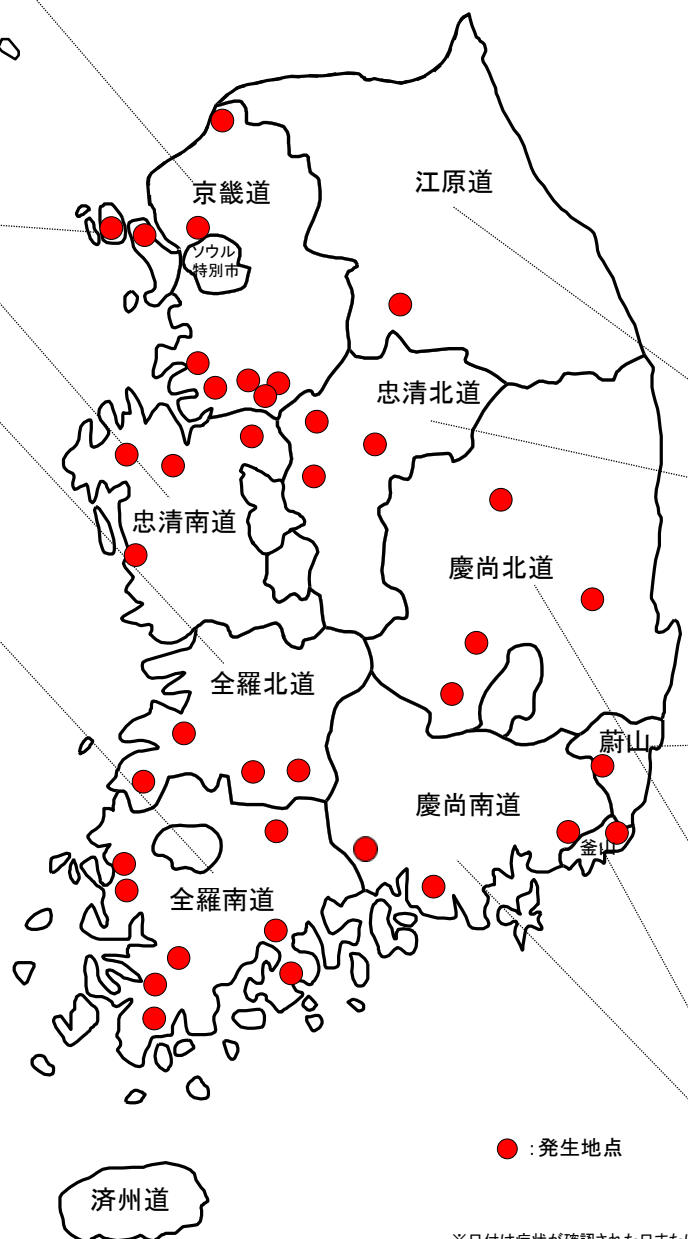
京畿道				
2022.11.15	龍仁市	肉用種鶏	約42万羽	H5N1
2022.11.16	華城市	肉用種鶏	約2.4万羽	H5N1
2022.11.17	平沢市	採卵鶏	約0.6万羽	H5N1
2022.11.23	平沢市	採卵鶏	約3.5万羽	H5N1
2022.11.26	利川市	採卵鶏	約1.7万羽	H5N1
2022.11.29	安城市	肉用アヒル	約1.2万羽	H5N1
2022.12.13	安城市	採卵鶏	約32万羽	H5N1
2023.1.2	金浦市	採卵鶏	約8.0万羽	H5N1
2023.1.2	漣川郡	採卵鶏	約9.3万羽	H5N1
2023.1.7	高陽市	採卵鶏	約8.0万羽	H5N1
2023.1.11	平沢市	肉用鶏	約4.6万羽	H5N1
2023.2.21	漣川郡	採卵鶏	約4.3万羽	H5N1

仁川広域市				
2023.3.8	江華郡	地鶏	8羽	H5N1

忠清南道				
2022.11.9	天安市	種アヒル	約0.8万羽	H5N1
2022.11.26	洪城市	観賞用鳥類	154羽	H5N1
2022.12.26	礼山郡	採卵鶏	約11.5万羽	H5N1
2023.2.21	瑞山市	ウスラ	約11万羽	H5N1

全羅北道				
2022.11.5	淳昌郡	採卵鶏	約15.5万羽	H5N1
2022.12.2	高敞郡	肉用アヒル	約0.7万羽	H5N1
2022.12.25	南原市	肉用アヒル	約1.2万羽	H5N1
2022.12.30	井邑市	肉用アヒル	約1.1万羽	H5N1
2023.2.21	井邑市	地鶏	約4.1万羽	H5N1
2023.2.23	井邑市	地鶏	約3.7万羽	H5N1
2023.2.23	井邑市	採卵鶏	約8.3万羽	H5N1
2023.3.9	井邑市	肉用アヒル	約4.0万羽	H5N1

全羅南道				
2022.11.15	長興郡	肉用アヒル	約1.1万羽	H5N1
2022.11.22	羅州市	肉用アヒル	約7.9万羽	H5N1
2022.11.26	高興郡	肉用アヒル	約2.6万羽	H5N1
2022.11.28	羅州市	採卵鶏	約5.5万羽	H5N1
2022.11.28	羅州市	肉用アヒル	約4.6万羽	H5N1
2022.12.1	羅州市	肉用アヒル	約1.4万羽	H5N1
2022.12.2	羅州市	肉用アヒル	約2.0万羽	H5N1
2022.12.3	務安郡	種アヒル	約0.8万羽	H5N1
2022.12.3	咸平郡	採卵鶏	約41.7万羽	H5N1
2022.12.4	咸平郡	採卵鶏	約8.0万羽	H5N1
2022.12.5	羅州市	肉用アヒル	約1.2万羽	H5N1
2022.12.8	務安郡	種アヒル	約0.6万羽	H5N1
2022.12.8	谷城郡	肉用アヒル	約1.3万羽	H5N1
2022.12.8	靈岩郡	採卵鶏	約9.1万羽	H5N1
2022.12.9	務安郡	種アヒル	約0.9万羽	H5N1
2022.12.10	靈岩郡	肉用鶏	約12.0万羽	H5N1
2022.12.11	務安郡	肉用アヒル	約1.5万羽	H5N1
2022.12.11	靈岩郡	肉用アヒル	約2.9万羽	H5N1
2022.12.11	靈岩郡	採卵鶏	約3.9万羽	H5N1
2022.12.12	咸平郡	採卵鶏	約5.4万羽	H5N1
2022.12.12	海南郡	肉用アヒル	約3.6万羽	H5N1
2022.12.18	咸平郡	種アヒル	約1.6万羽	H5N1
2022.12.21	羅州市	肉用アヒル	約1.4万羽	H5N1
2022.12.22	谷城郡	採卵鶏	約5.3万羽	H5N1
2023.1.5	靈岩郡	肉用アヒル	約2.5万羽	H5N1
2023.1.10	宝城郡	肉用アヒル	約1.4万羽	H5N1
2023.4.2	羅州市	肉用アヒル	約1.5万羽	H5N1
2023.4.10	羅州市	肉用アヒル	約3.4万羽	H5N1
2023.4.14	靈岩郡	肉用アヒル	約1.4万羽	H5N1
2023.4.14	長興郡	肉用アヒル	約1.5万羽	H5N1



● : 発生地点

月	事例数	殺処分羽数
10月	3	約6万
11月	24	約142万
12月	29	約188万
1月	7	約47万
2月	6	約39万
3月	2	約4万
4月	4	約8万
計	75	約434万

※農林水産省にて発生報告ごとに累計 ※予防的殺処分等は含まず
※事例数等は病原性が確定した事例のみ記載

江原道				
2022.11.14	原州市	採卵鶏	約6.7万羽	H5N1

忠清北道				
2022.10.26	鎮川郡	肉用アヒル	約1.8万羽	H5N1
2022.11.3	清州市	肉用アヒル	約1.2万羽	H5N1
2022.11.4	清州市	肉用鶏	約5.6万羽	H5N1
2022.11.4	清州市	肉用アヒル	約1.3万羽	H5N1
2022.11.8	清州市	ウスラ	約49.8万羽	H5N1
2022.11.9	清州市	肉用アヒル	約2.2万羽	H5N1
2022.11.10	清州市	種アヒル	約0.4万羽	H5N1
2022.11.12	忠州市	肉用アヒル	約0.7万羽	H5N1
2022.11.17	清州市	種アヒル	約0.8万羽	H5N1

蔚山広域市				
2022.11.28	蔚山郡	採卵鶏	約6.5万羽	H5N1

慶尚北道				
★2022.10.17	醴泉郡	種アヒル	約1.0万羽	H5N1
2022.10.21	醴泉郡	肉用種鶏	約3.2万羽	H5N1
2022.12.21	星州郡	採卵鶏	約6.6万羽	H5N1
2022.12.23	漆谷郡	採卵鶏	約26.3万羽	H5N1
2023.2.27	尚州市	肉用鶏	約8.1万羽	H5N1

釜山広域市				
2022.12.19	機張郡	地鶏	220羽	H5N1

慶尚南道				
2022.12.12	晋州市	肉用アヒル	約1.6万羽	H5N1
2022.12.21	河東郡	肉用アヒル	約2.9万羽	H5N1
2023.1.1	金海市	採卵鶏	約12.9万羽	H5N1

※日付は症状が確認された日または検体採取日 ※*は病原性検査中事例 ※★は初発生日(2022年10月17日)
※N型未記載は、未公表又は未確定。

豚熱とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和5年8月31日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

佐賀県における豚熱発生事例



佐賀県 1 例目（国内88例目）
確認日：8月30日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約450頭

佐賀県 2 例目（国内89例目）
確認日：8月31日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約10,000頭
※ 自衛隊への災害派遣要請有り

九州における豚熱対策

- 佐賀県において8月30日に豚熱の感染事例が確認されたことから、一大養豚地域である九州地方における豚熱対策の実施が急務。
- 九州地方において、豚熱のまん延防止を図り、生産農家において不安が拡大しないように、これまでの他の地域での経験や取り組みを生かして以下の取組について農林水産省・都道府県・生産者団体・農家等が一体となって全力で取り組む。

1 九州全県で飼養豚への速やかなワクチン接種を実施

○ワクチン推奨地域

- ・九州全県（各県において、速やかにワクチン接種プログラムを策定し、接種を開始）。

○ワクチンの打ち手の確保

- ・ワクチン接種は、家畜防疫員、知事認定獣医師による接種に加え、研修等の実施により接種が可能となった登録飼養衛生管理者も活用（既に活用実績のある県の実例を横展開し、研修等を効率的に実施）。

○ワクチンの供給体制

- ・ワクチンは各企業において在庫を十分確保しており、安定供給体制を強化済み（プログラムに応じて接種できるよう国はメーカー等と調整）

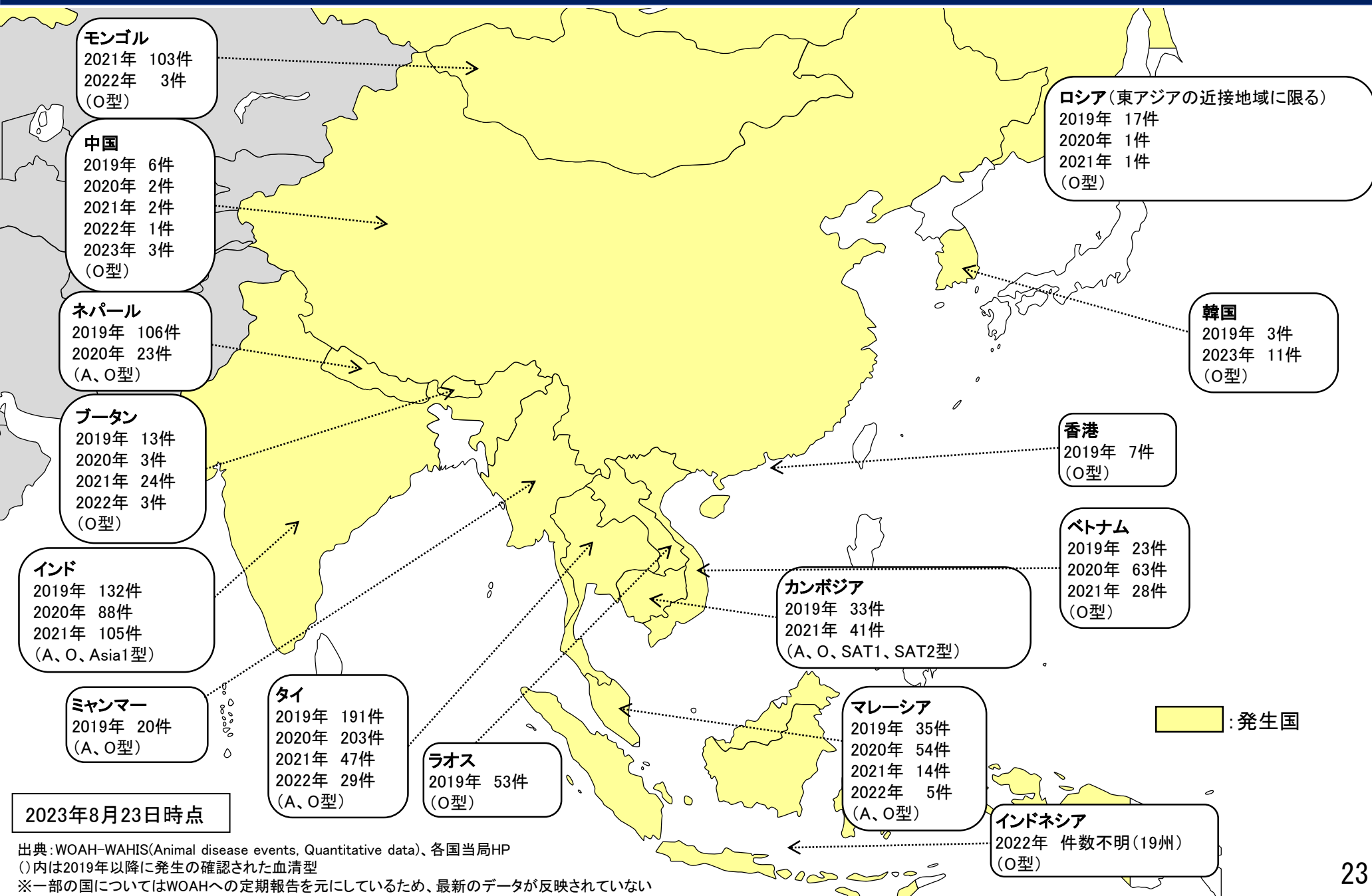
2 農場における飼養衛生管理の強化

- ・飼養衛生管理基準の遵守状況の再点検、豚の異常を発見した際の早期通報、埋却地の確保の徹底により、農場における飼養衛生管理を強化

3 野生イノシシ対策の強化

- ・正確な感染状況の把握のため九州各県において、野生イノシシの捕獲・検査を強化。

アジアにおける口蹄疫の発生状況（2019年以降）



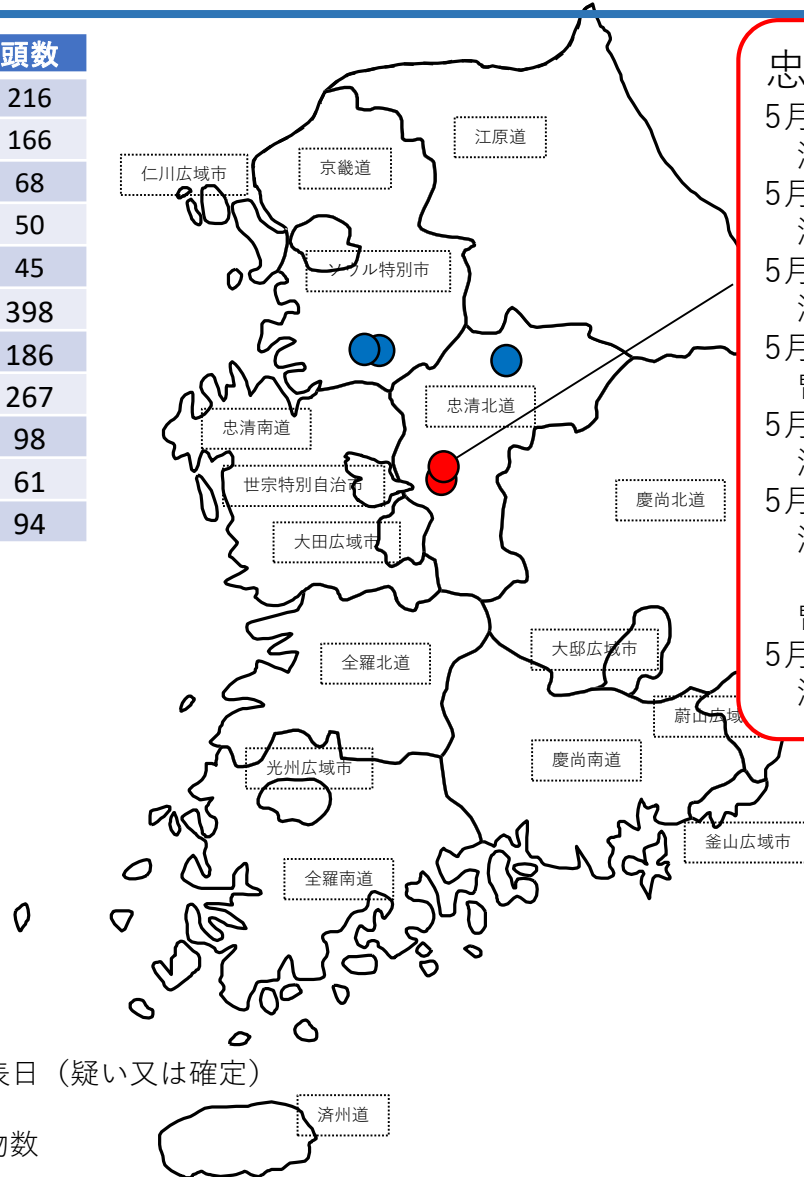
2023年8月23日時点

出典: WOAH-WAHIS(Animal disease events, Quantitative data)、各国当局HP
 ()内は2019年以降に発生の確認された血清型
 ※一部の国についてはWOAHへの定期報告を元に行っているため、最新のデータが反映されていない

韓国における口蹄疫の状況（令和5年5月以降）

- 令和5年5月11日未明、韓国中央部の忠清北道清州市における2か所の牛農場で口蹄疫の発生が確認されたことが公表。これまでに合計11か所の農場で発生が確認（韓国では、平成31年（2019年）1月に発生して以降4年ぶりの発生）。
- なお、韓国においては、家畜への口蹄疫ワクチン接種が行われている。

	発生日	場所	動物種	頭数
1	'23/5/10	忠北 清州市	牛	216
2	'23/5/10	忠北 清州市	牛	166
3	'23/5/10	忠北 清州市	牛	68
4	'23/5/11	忠北 清州市	牛	50
5	'23/5/12	忠北 清州市	牛	45
6	'23/5/14	忠北 曾坪郡	牛	398
7	'23/5/15	忠北 清州市	牛	186
8	'23/5/16	忠北 清州市	牛	267
9	'23/5/16	忠北 曾坪郡	牛	98
10	'23/5/16	忠北 清州市	山羊	61
11	'23/5/18	忠北 清州市	牛	94



忠清北道（11件）

5月10日（確定日は11日）
 清州市 牛：3件（O型）

5月11日
 清州市 牛：1件（O型）

5月12日
 清州市 牛：1件（O型）

5月14日
 曾坪郡 牛：1件（O型）

5月15日
 清州市 牛：1件（O型）

5月16日
 清州市 牛：1件（O型）
 山羊：1件（O型）
 曾坪郡 牛：1件（O型）

5月18日
 清州市 牛：1件（O型）

● : 2023年発生地点
 ● : 2019年発生地点（参考）

注：日付はWOAH報告の発生日
 ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）
 とし、件数の後に※マークを記載
 頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

2023年5月22日（13:30）時点
 農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部
 WOAH（国際獣疫事務局）

口蹄疫の発生に備えたこれまでの取組

(1) 水際対策の強化

- アフリカ豚熱、口蹄疫等の我が国への侵入を水際で防止するため、令和2年度末までに**検疫探知犬を140頭へ増頭**(5年間で約7.8倍)。**家畜防疫官**についても、令和4年度末に**526名体制に増員**。
→ 令和2年以降、**韓国からの全ての便に対して、検疫探知犬による検査又は家畜防疫官による検査を実施中**。
- 令和5年4月20日にCIQ等関係省庁に**水際検疫の徹底**について通知で協力を要請。
→ 今回の発生を踏まえ、大使館等を通じた**韓国出国前の旅行者に対する日本への畜産物持ち込み禁止の情報発信**、**出国時の韓国国内の空港におけるリーフレットの掲示**や機内アナウンスによる注意喚起等を実施するとともに、日本到着時に**検疫探知犬による探知を行う韓国便を増加**。
- 平成31年4月から携帯品検査の対応を厳格化し、**6件10名の逮捕事例**。また、**国際郵便物**についても、日本郵便と協力して検査を強化し、**2件4名の逮捕事例**。(令和5年8月末時点)



(2) 農家への注意喚起と飼養衛生管理の向上

- 令和5年4月20日に都道府県、関係機関、関係団体等に**農場における予防対策の徹底及び迅速な防疫措置に必要な体制の確保**について通知で要請。5月11日に韓国の発生を踏まえ、都道府県や関係団体等に**改めて注意喚起**。



(3) 国内における防疫体制

- 口蹄疫の発生に備え、**都道府県における資材の備蓄のみならず、国における初動防疫に必要な資材の備蓄や移動式レンダリング装置等の大型資材の配備**。
- 緊急的なワクチン接種に備えた**口蹄疫ワクチンの備蓄及び有効性の確認**。
- 迅速な診断に資するため、**抗原検出キットを製造・配付**。

高病原性鳥インフルエンザに係る環境省の対応について

令和5年9月22日
環境省自然環境局野生生物課
総務課

<家きんへの対応>

- 発生農場周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では野鳥での感染状況の把握等を目的として、野鳥の監視を強化。
- 環境省地方環境事務所に、都道府県と連携して発生農場周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示。
- 都道府県と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的として、発生農場周辺の渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施。

<野鳥への対応>

- 都道府県と連携して通年で死亡野鳥等を対象に検査し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査。
- 特に渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、9月～10月は早期警戒期間として、死亡野鳥等調査を強化（対応レベル3相当の調査を実施）。
- 死亡野鳥等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では野鳥での感染状況の把握等を目的とした鳥類相等の調査等を実施し、野鳥の監視を強化。
- 近隣国や国内の発生状況に応じて、監視強化や調査頻度等の対応の基準となる全国の「対応レベル」を設定。

<飼養鳥への対応>

- 発生施設周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では野鳥での感染状況の把握等を目的として、野鳥の監視を強化。
- 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき、適切な対応を自治体や動物園等に依頼。
- 動物園等で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、必要に応じて環境省から専門家を派遣し、感染経路や防疫措置等について助言を行う。

(参考) 対応レベルについて

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生状況により環境省が野鳥サーベイランスの対応レベルを設定し、対応レベルに応じて、鳥類生息状況等調査（野鳥の異常の監視等）とウイルス保有状況調査（死亡野鳥等調査）を実施している。

※発生状況に応じた対応レベルの概要

対応レベル 1	発生のない時（通常時）
対応レベル 2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※対応レベルに応じた各調査の実施基準は下表のとおり。

対応レベル	鳥類生息状況等調査	死亡野鳥等調査			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
		対応レベル 1	情報収集 監視	1羽以上	3羽以上
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

(参考) 動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針[※]について

飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる際及び発生した際にとるべき、適切な対応を定めたもの。飼養施設等における以下の対応等を定めている。

- ・ 通常時の対応
- ・ 国内発生時の対応
- ・ 飼養鳥における発生時の対応

※10月に改訂し、発生時の手順や隔離方法等の対応を具体的に示す予定